

平成 2 8 年

第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 8 年 3 月 1 日

閉 会 平成 2 8 年 3 月 2 8 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

平成28年3月1日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長	藤田 裕	教育委員会教育部長	長屋 孝之
教育委員会教育部理事	土居 正幸	消 防 長	森野 博志
消防次長兼予防課長	山田 忠志		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長（前田 弘議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成 28 年第 1 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長（前田 弘議長）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

事務局長（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

局長。

事務局長（阿児 英夫局長）

平成 28 年第 1 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 平成 28 年度施政方針について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 町道路線の認定及び変更について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 泉州水防事務組規約の変更に関する協議について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例の一部を改正する条例の一部改正) |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 忠岡町行政不服審査に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 忠岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 | 忠岡町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 |

する条例の一部改正について

- 日程第13 議案第 9号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 忠岡町火災予防条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第18号 平成27年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算について
- 日程第24 議案第20号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算について
- 日程第29 報告第 1号 事務報告について（平成27年分）

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長、どうぞ。

町長（和田 吉衛町長）

おはようございます。ご案内のように平成28年第1回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださりまして、ありがとうございます。本日上程させていただきます施政方針、予算等々たくさんありますが、十分にご審議を願いたく提案するところでございます。よろしく願いして、開会の挨拶といたし

ます。

議長（前田 弘議長）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、12番・森 政雄議員、1番・杉原健士議員を指名いたします。

議長（前田 弘議長）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より3月28日までの28日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月28日までの28日間と決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成27年11月25日、12月24日及び平成28年1月27日に行いました内容で、帳簿等は、平成27年10月31日、11月30日及び12月31日現在であります。

検査につきましては、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数

値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（前田 弘議長）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第4 平成28年度施政方針について、町長より所信表明の申し出があります。発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

本日、ここに平成28年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長に就任して以来、本町を取り巻く情勢が大きく変化する中、私は、あらゆる課題に挑戦し全力を尽くしてまいりました。議員皆様をはじめ、住民の皆様には深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

本年は、我が町出身の前田健太選手がいよいよメジャーリーグへ挑戦します。本町もこの勢いに乗って、小さくてもキラリと光る忠岡町の実現に前進させていきたいと思いません。

さて、昨年を振り返りますと、中国経済の減速や米利上げ観測が広がる中でも我が国の経済はアベノミクスにより、景気は緩やかな回復を続け、歴史的な円高とデフレ不況からの脱却に向かい動き出した転換の年であったように思います。しかしながら、今年に入り、グローバル経済の牽引役であった中国経済の先行きに対する懸念が再浮上し、世界同時株安、原油価格の急落など、依然として世界経済の不透明感が増してきております。

このような状況の下、我が国では、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいをもって、充実した生活を送ることができる、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みにより、全員参加型の社会経済を目指す動きが見られます。

本町におきましても、少子高齢化や人口減少は喫緊の課題となっており、その対策として国の地方創生と歩調を合わせ、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、子育て世代をターゲットに魅力を感じるまちづくりを推進するとともに、全ての世代にとって魅力的なまちづくりに繋がるように施策を推進してまいります。

このたび提案いたします平成28年度各会計予算案は、第5次忠岡町総合計画を指針として、教育・子育て支援の充実をはじめ、地域づくり、福祉の充実に取り組み、文教住宅都市の実現に向けた予算編成といたしました。

また、平成28年度の町政運営にあたっては、次の4点を重要な視点と考えております。

1点目は、広域行政等の更なる推進であります。

これまでも、大阪府広域水道企集団や泉州5市1町広域事業指導課の共同設置、住民情報システム等の共同クラウド化、また、平成28年度からは、泉大津市・和泉市・高石市の3市で構成する泉北環境整備施設組合に対し、し尿処理を委託するなど、広域行政の推進に鋭意取り組んでまいりました。引き続き更なる推進に向け、上水事業、ごみ処理、消防、観光などについて、近隣自治体などと調査・研究を行い、積極的に広域行政を推進してまいります。

2点目は、教育・子育て支援の充実であります。

子どもたちの輝く笑顔は、未来への大きな希望です。その笑顔をサポートすることは、行政の大きな仕事であります。

新年度は、忠岡小学校の空調整備をはじめ、引き続き子どもたちが、学べる環境づくりに取り組むとともに、学ぶことの楽しさや、頑張ることの出来る力を身に付けることができるよう、就学前を含めた子どもたちを対象に、英語を通じた様々な取り組みなどソフト面に力を入れてまいります。

また、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりとして、昨年度策定しました忠岡町子ども・子育て応援プラン2015に基づいた各種子育て施策の推進に鋭意取り組んでまいります。

3点目は、防災・減災対策の推進であります。

阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓からも、自助、共助、公助の連携が、災害被害の軽減である減災に結びつく大きな力となることから、地域の防災意識の向上を図るとともに、住民各位、並びに関係団体、関係機関との繋がりを強化してまいります。

4点目は、行財政改革の推進であります。

これまで行財政改革を最重要課題として取り組み、事務の効率化や財政健全化を進めてまいりました。特に第二次財政健全化計画は、平成28年度に最終年を迎えることになり、今後の財政運営をより安定したものとするため、第三次財政健全化計画を策定してまいります。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえて編成しました平成28年度各会計の当初予算規模は、一般会計66億100万円、各特別会計53億3,487万4,000円、水道事業会計3億6,577万7,000円、合計いたしますと、123億165万1,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計

0.8%増、各特別会計1.4%増、水道事業会計4.0%増、全会計1.2%増と相成った次第であります。

以下、新年度における重点施策の概要について、第5次総合計画における4つの基本戦略によるまちづくりの展開方向に沿って申し上げます。

第1は、人が輝くまちづくり戦略であります。

まちの最も大切な資源は人であり、まちづくりは人づくりから始まります。そこで本町では、住民同士がお互いを十分に知り合える関係にあり、また、役場と住民・学校・事業者の連携がとりやすいという利点を活かした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちの将来を担う人材を育てます。

生きる力を培う学校教育の推進及び子どもや若者の健全育成の推進につきましては、少子化・核家族化が進行する中で就学前教育の重要性に鑑み、質の高い幼児教育・保育の提供と一層の充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、就学前の幼児を持つ保護者や子どもを対象に、保育所・幼稚園・小学校間の交流事業を継続してまいります。

また、小学校就学前の乳幼児に対する教育・保育については、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして、また次世代育成支援の観点からも、その重要性を認識しており、今後、少子化の進行に伴い、安心して子どもを生み、育てることのできる地域環境の整備を進めていくために、幼保の一体化・一元化に向けた認定こども園などの具体的な検討を行い、深めてまいります。

次に、学力向上策として、基礎・基本の確実な定着を図るために、学校休業日の土曜日に、小学校4年生から6年生までの希望者を対象とした忠岡あすなろ未来塾、仮称を開講いたします。学校への支援としては、引き続き、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、小学校読書活動推進事業も活用してまいります。

また、学力向上の両輪である生徒指導の充実を図るため、小学校におけるスクールカウンセラー等の配置により様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援いたします。

中学校においては、昨年9月より自校調理方式による完全給食の提供を開始したところですが、学校給食をより一層豊かなものとするため、新たに中学校に栄養士を配置し、食に関する指導の充実に努めます。

英語をツールとした事業としては、自分や相手を大切にする力・元気に過ごす力・チャレンジする力を育むために、ただおかイングリッシュタウン構想、仮称を推進してまいります。また、5歳児が対象のイングリッシュデー、5歳児から小学校3年生が対象のイングリッシュレッスン、小・中学生が対象の夏休み英語体験セミナーを実施するとともに、

社会人等を対象としたイングリッシュオープンゾーン、仮称も開設いたします。さらに、町内在住の大学生までを対象とした英語検定受験料補助事業も引き続き実施いたします。

生涯スポーツの推進につきましては、住民の健康に対する関心が年々高まり、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも増大してきている中、体育協会を軸として、各スポーツ連盟など、今後もこれらの活動を支援し、子どもから高齢者まで気軽に楽しめるスポーツイベントの充実に努めてまいりたいと考えております。

地域文化の継承につきましては、多様な人材などの地域文化・人的資源の活用を通じ、まちへの愛着や誇りを育むとともに、その魅力を町外へ発信することで、新たな人の流れと賑わいづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

そのような中において、だんじり祭については、本町と地車連合会、地元各町などが協力、連携することで更なる賑わいを創出し、大切に継承して行きます。また、公益財団法人正木美術館と共同で実施しております、ワークショップやイベントなどについては、本町出身で活躍されている方々とのコラボレーションによる、ただおかオリジナルプログラムとして、その事業実施についても支援してまいります。

人にやさしい健康福祉の地域をつくります。

健康づくりや食育の推進につきましては、住民の健康づくりの増進を図るため、保健センターを拠点として、各種健康診査、健康相談、保健指導などの充実を引き続き図ってまいります。

また、受診率の低いがん検診及び歯科健診について、受診率の向上を図るため、日曜健診の実施、受診日や受診機関の拡充、それぞれのがん検診の推奨年齢対象者に対して、がんの罹患率、死亡率の減少を図るため個別通知を行ってまいります。そのため、無料での検診を増やすとともに、がんの早期発見、早期治療による、健康の保持・増進に努めてまいります。

子育て支援の充実及び少子化対策につきましては、地域子育て支援拠点事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、現在、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題になっていますが、本町においてもDVや児童虐待などの相談件数が増加傾向にあることから、新年度につきましても子育て支援コーディネーターを配置し、相談通報等に対して適切かつ迅速に対応してまいります。

保育所におきましては、待機児童対策として、年齢別定員枠の弾力的運用を行うなど、待機児童がゼロの状況を継続してまいります。

また、近隣市との連携・調整を図ることにより、利用者が望む利用しやすい保育の場を提供できるよう、保育所の広域入所についても対応してまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、昨年12月末において27.2%の高齢化率で、今

後ますます高齢化が進展し、要支援・要介護者数が増大する中で、平成27年度からの第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を活かし、要支援・要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図り、更なる地域包括ケアシステムを推進してまいります。

次に、障がいのある人の福祉の充実につきましては、第3次障がい者計画を策定することにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、様々な施策の基本方針を総合的、体系的に定め、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを進めてまいります。

また、新年度より障害者差別解消法が施行されることから、行政機関や事業者等における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供として、障がいを理由として正当な理由なく、サービスの提供や各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯を制限するなどの障がいのある人の権利利益の侵害を禁止するとともに、バリアフリー化等の環境整備や相談窓口の整備、事業者や地域住民への啓発活動などを推進してまいります。

地域の絆で支え合う地域福祉の推進につきましては、忠岡町社会福祉協議会をはじめ各種団体などと連携、協力し、心豊かな活力あるまちづくりを更に前進させてまいります。

社会保障制度につきましては、国において、昨年5月に医療保険制度改革法が成立し、平成30年度から都道府県が市町村とともに、赤字体質が続く国保の運営を担い、財政運営の中心的な役割を果たすこととなりました。国保制度発足以来の最大の改革となり、財政基盤の強化が図られ、市町村は、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業など地域の実情を踏まえた地域におけるきめ細かい事業を実施し、都道府県とともに国保の運営を進めていくこととなります。

つきましては、被保険者の高齢化や低所得化とともに、医療費の増加等に伴い、国民健康保険財政は大変厳しい状況にありますが、国民健康保険制度の新制度への移行に向けた国保の安定的な運営と、被保険者間の負担の公平化を図るため、医療費の適正化と保険料収納率の向上に一層の力を入れてまいりたいと考えております。

また、後期高齢者医療につきましても、高齢化や医療の高度化により、高齢者の医療費が大幅に増大しております。引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運営に努めてまいります。

個性を認め合う社会をつくります。

平和で人権が尊重された社会の形成につきましては、今後も非核平和宣言都市として、平和を愛する明るいまちづくりを推進してまいります。

また、人権施策の推進につきましては、差別のない明るいまちづくりをスローガンに人権尊重の明るいまちづくりの形成に向け、忠岡町人権協会を中心として、あらゆる人権問

題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を一層推進してまいります。

多文化共生社会の形成につきましては、本町では平成7年からオーストラリア・ピットウォーター市との友好都市交流を進めており、忠岡町国際交流協会が中心となって、泉州国際市民マラソンへの招待や、次代を担う青少年の短期ホームステイなどの交流事業を通じ、異文化に対する理解や絆を深める取り組みを行ってまいりました。平成28年度は、忠岡中学生をピットウォーター市に派遣し、ホームステイをはじめ様々な交流を通じて国際感覚を身に付けていただきたいと考えており、あわせて、子どもたちをはじめ住民が英語等を通じてコミュニケーション能力の向上を図るとともに、世界で活躍できる人材の育成を推進するための取り組みについても支援をして参りたいと考えております。

第2は、安全・安心なまちづくりの戦略であります。

役場の責務は、住民の暮らしを守ることです。今後30年以内に起こる確率が高まってきている南海トラフ巨大地震などの災害や火災、犯罪、交通事故などから住民を守る取り組みを優先して進めるとともに、防災・防犯に関する住民の自主的な活動の育成などを通して、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

モノや環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなげます。

地球環境保全の推進につきましては、第3次忠岡町地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けた取り組みとして、温室効果ガス、CO₂排出量の削減のため、電気・水道・ガス・化石燃料等の使用量の抑制、また、各施設で使用の用紙類の削減に努め、地球温暖化防止対策の推進を図ってまいります。

また、循環型社会の推進につきましては、住民、事業者等に向けた出前講座、啓発活動により、ごみの発生抑制、リデュース、再使用、リユース、再生利用、リサイクルの3Rの推進を図り、一般家庭・事業所・商店等から出る雑がみ類、プラスチック製容器包装の分別及び、ごみに含まれる水分の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

ごみ焼却運転につきましては、長期包括整備運営管理事業委託により、効率の良い安定的な維持管理を図り、引き続き住民皆様のご協力を得て安全で安心した焼却処理に努めるとともに、将来的なごみ処理施設の広域化についても検討、協議を深めてまいります。

地域環境保全の推進につきましては、今後も、住民一人ひとりが、みんなで街を美しくするという意識の輪が広がるよう啓発活動や行動提起等に取り組んでまいります。

安全・安心な明るい暮らしを確保します。

危機管理・防災・減災対策の推進につきましては、本町におきましても安全で安心なまちづくりを実現するため、過去の地震や津波を教訓とし、その教訓を十分に生かした防災

対策や、被害を最小限に食い止める減災対策の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、忠岡町地域防災計画に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための取り組みについて実践してまいりたいと考えております。また、災害時避難行動要支援者支援プランに基づき、地域で要支援者の避難を支援する体制の充実、向上に取り組んでまいります。

また、大規模災害時において、防災の基本は自分で自分を守る自助であります。自分で出来ることには限界があるため、地域における自発的な共助による防災活動を推進するために、自主防災組織への支援に努めてまいります。

防災訓練につきましては、自主防災組織をはじめ、より多くの住民の皆様が参加できるよう訓練の充実を図ります。また、地震の発生から迅速な避難行動を開始できるよう、昨年9月には大阪府知事にもご参加をいただき、津波避難訓練を実施したところでありますが、引き続き実践的な訓練ができるよう、各自主防災組織の支援を行ってまいります。

また、忠岡町耐震改修促進計画を改定し、耐震診断及び耐震改修、建て替え、除却などの耐震化・耐震性の向上により、災害に強いまちを形成し、より多くの住民の生命・財産を守るため、さまざまな施策を総合的に取り組んでまいります。

その施策の一つでもあります。昭和56年以前の木造住宅を対象とした耐震化に係る補助制度についても、職員による個別訪問を実施するなど、より多くの方々に活用していただけるよう周知啓発に努めてまいります。

防犯対策の推進につきましては、犯罪のない安全で安心な住みよいまちを確立するため、また、子どもたちを犯罪から守るため、引き続き、防犯委員会、警察、関係団体、学校や地域住民の方々と協力して、校門・通学路等での見守り活動を実施し、青色防犯パトロールや忠岡町子ども安全見守り隊の活動を通じ、地域の犯罪抑止機能を高めてまいりたいと考えております。

併せて、新年度におきましても忠岡町内の地域犯罪を防止するための対策として、各地区自治振興協議会が設置する防犯カメラに対し、補助金を交付するとともに、新たに地域の安全見守りに対する補助金を新設するなど、防犯体制の強化に取り組んでまいります。

また、地域安全センターにおきましては、防犯教室の開催や地域の防犯情報の発信、合同パトロールを行うなど、町の防犯活動の更なる充実強化を図り、地域に密着した地域防犯体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、複雑・多様化する悪質な販売方法によるトラブルなどの消費者被害を防止するため、引き続き消費生活専門相談員を配置するとともに、近年急増する高齢者の消費者トラブルを未然に防止するための情報の収集や提供と、地域全体で防止に取り組めるよう、出前講座を開催するなど、消費者支援に努めてまいります。

交通安全対策の推進につきましては、住民の交通安全意識の高揚を図るべく、各種交通

安全教室の開催や、交通安全運動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全で快適な交通社会の実現に努めてまいります。

また、通学路の安全確保については、今年度策定の忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携して、児童・生徒が安全に通学できるように、対策を実施してまいります。

消防・救急救命体制の充実につきましては、住民の生命・身体・財産を守るため、火災予防に努め、地域や家庭における防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の指導等を行うとともに、火災及び災害発生時並びに救急要請時には、迅速かつ速切な対応を行ってまいります。

また、消防力の強化を図るため、計画的な消防車両・消防用資機材などの整備や職員研修の実施に努めてまいります。

市町村消防の広域化については、住民サービスの向上、消防体制の効率化や基盤の強化等、また、今後の国及び府の動向に注視しながら、消防の広域化推進期限である平成30年4月1日に向け、引き続き検討してまいりたいと考えております。

消防団活動では、住宅密集地域の災害に対して、常備消防だけでは対応できないこともあり、消防団との連携が大変重要であります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、災害はもとより、地域コミュニティの維持等、大きな役割を果たすためにも入団促進を図ってまいりたいと考えております。

第3は、快適で活力あふれるまちづくり戦略であります。

本町におきましては、近年は住宅都市へと変貌するにつれて、小売商店や工場の閉鎖や地元雇用の減少などが進んできておりますが、政府がすすめる地方創生と一体となって地域経済を活性化するには、事業者や商工会との連携を深め、様々な人材・技術・資源・情報ネットワーク等々を活かしながら、産業経済の振興を図り、地域に根づいた産業力を伸ばす施策に取り組んでまいります。

地域経済を支える産業の復活をめざします。

地域に根ざした新たなビジネスの創出・発展につきましては、本町の創業支援事業計画に基づき、忠岡町商工会、地域の金融機関とともにネットワークを構築し、ワンストップ相談窓口の開設とビジネススキル習得のためのセミナー実施などを重点施策とした創業支援事業を引き続き実施してまいります。

また、既存商工業の振興につきましては、事業者に対する援助として、ホームページ新規作成の援助を行うIT化推進事業や公的機関の融資を対象とした中小企業振興資金利子補給制度などにより、地域産業の基盤強化に取り組んでまいります。

雇用・就労支援では、就労を希望する若者や高齢者、障がい者、母子家庭等への就労相

談には、就労支援センターにおいては各種職業訓練や技術講習会などの情報提供を行うとともに、関係各課並びに外部機関との連携を強化してまいります。

さらに新年度におきましては、技能講座受講や国家資格受験に係る助成の拡充、本町住民を正規雇用した町内事業者に対して補助金を交付するなど、多様な面から支援を行ってまいります。

農業振興につきましては、貸菜園の管理を適切に行うとともに、地産地消の促進のための料理教室の開催や、インターネット配信などにより食文化の継承と地元消費の促進に努めてまいります。

また、忠岡漁港を中心とした交流や賑わいが、より一層活気溢れ広く地域に発信されるよう、漁業組合とともに取り組んでまいります。

関西国際空港を中心とした泉州地域の活性化については、関空イン・関空アウトのインバウンドの効果が泉州地域に反映されていくよう、泉州9市4町で構成しております、泉州観光プロモーション推進協議会の一員として尽力するとともに、積極的に本町の魅力・地域資源を発信し、商工業活動の促進と町の活性化に取り組んでまいります。

快適で利便性の高い生活・都市基盤を充実します。

生活・都市基盤の充実及び計画的なまちづくりと良好な住宅の誘導につきましては、道路や交通安全施設、公共施設の適切な維持管理に努めてまいります。

水と緑の環境の保全につきましては、河川の氾濫や浸水被害を防止するため、堆積土砂の撤去や日常的な点検などの適正な維持管理を、引き続き大阪府に要請してまいります。

上下水道の充実につきましては、水道事業において、安全、安心な水を安定的に供給できるよう取り組んでまいります。新年度は、将来にわたる水道事業の業務の効率化、適正な料金設定などの健全経営の推進から、大阪広域水道企業団との水道事業の統合について本格的に協議を進めてまいりたいと考えております。

下水道事業につきましては、平成27年度末の人口普及率は96.8%を見込んでおります。今後も、計画的に面整備の推進に努めるとともにゲリラ豪雨等による浸水の軽減を図り、安全で快適な生活環境を確保するため、浸水対策事業を進めるとともに、雨水ポンプ場が常に安定して運転できるよう努めてまいります。

第4は、自立と協働のまちづくり戦略であります。

地方分権の進展と多様化・多角化する住民ニーズに対して、自らの責任と創意工夫のもとに住民・事業者と役場との協働で、地域経営を進めていかなければなりません。そのため、自立性の高い堅実でムリ・ムダのない行政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

効率的・効果的な行政経営を進めます。

効率的な行政運営の推進につきましては、総合計画の着実な実現に向け、引き続きPDCAサイクルによる行政評価を実施し、各事業の改善や見直しの徹底を図り、より効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

また、地方分権が本格化しているなかで、複雑高度化する行政課題に対応し、住民サービスの向上を図るため、職員一人ひとりの職務能力や適性を最大限に生かしていくため、人材育成型の人事評価制度を全職員に実施してまいります。

行財政改革の推進につきましては、歳入の確保として、町税をはじめ国民健康保険料や上下水道料金の収納率の向上が必要であります。滞納者に対する納付勧奨を行うとともに、全職員の更なる意識改革を図るなど、徴収体制の強化を図ってまいります。

また、国・府の補助金や交付金制度を活用し、町財政において有利な手法での財源確保に、より一層努めます。

歳出の削減につきましては、限られた財源を最大限に活用するため、住民ニーズや施策の優先度・緊急度、事業効果や公共施設のあり方などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

地域情報化の円滑な推進につきましては、本年1月の社会保障・税番号制度の本格施行のため、これまで住基・税務・社会保障関係のシステム改修などを行って参りましたが、新年度におきましては、来年7月からの情報提供ネットワークシステムとの連携に向け、本町のそれぞれのシステムについて総合運用テストを実施してまいります。

広域連携の推進につきましては、冒頭にもふれておりますが、消防、ごみ処理、観光など広域的に共通する行政課題については、基礎自治体として行政の高度化・効率化や住民生活の安定化に資するため、近隣自治体などとの広域連携を積極的に検討、推進してまいりたいと考えております。

また、大阪府からの権限委譲については、現在98事務の移譲を受けており、新年度は新たに4月から獣医師の届出受理など3事務の移譲を受け入れる予定としておりますが、引き続き住民サービスや利便性の向上に繋がる事務については、可能な範囲で事務移譲を受けてまいります。

住民参画を促す環境づくりを進めます。

開かれた町政の推進につきましては、ホームページや広報紙を通じて、さまざまな情報を発信してきたところです。とりわけホームページにつきましては、親しみのあるページづくりに取り組んできたところですが、いち早く必要な情報をタイムリーに発信するとともに、町の魅力を内外に発信する手段としても、より積極的な活用を図ってまいります。

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりに向けては、近年、多様化・細分化する住民ニーズに対して、行政だけでは柔軟かつ十分に対応しきれなくなっ

てきており、防災、防犯、教育、子育て支援など様々な分野において、地域住民等との協働による解決が求められるようになっていきます。

そのためには、自治会等を中心とした地域コミュニティ活動を促進するとともに、地域におけるふれあいや連帯感を高め、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成に向け、新たに自治会加入促進に向けた補助金を創設するなど自治会活動への支援に取り組んでまいります。

今後とも、町政運営にあたっては、情報公開、説明責任、住民・事業者との協働を基本にするとともに、特に安全・安心・教育・福祉・健康などに全力で取り組み、みんなで作る自立と協働のまちへと進化できるよう、努めてまいります。

以上、平成28年度の町政運営に関する私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、生まれてきてよかった、住んでよかった、住み続けたいまち忠岡を実感できるぬくもりのある日本一元気なまちの実現を目指していくことが、変革の時代に町政を負託された私の使命であり、広くまちの声を拝聴しながら、現場主義・住民の目線に立って全力を傾注してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただき、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

終わりに当たり、提案いたしております平成28年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政の方針と致します。

長時間おつき合いいただき、ありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時10分から再開をいたします。

（「午前10時57分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午前11時10分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

日程第5 議案第1号「町道路線の認定及び変更について」を、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第1号 町道路線の認定及び変更について、ご説明申し上げます。

本件は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可により築造された道路で、本町に帰属された4路線のうち、3路線を町道として認定し、1路線は、既存町道に接続したため、当該町道路線の変更をいたしたく、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第1号 町道路線の認定及び変更について採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第6 議案第2号 泉州水防事務組合同規約の変更に関する協議についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、どうぞ。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第2号 泉州水防事務組合同規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、泉州水防事務組合同規約に、解散に関する規定がないため、組合の解散に伴う事務の承継について、関係市及び町の協議により定めることを、本規約に追加するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第2号 泉州水防事務組合規約の変更に関する協議について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例の一部改正）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、平成27年12月28日付をもって、処分した次第でございます。

本件は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が改正されたことに伴い、申告等の手続とあわせて、または申告等の後に関連して提出される書類について見直しがされたことに伴い、個人住民税及び特別土地保有税の減免申請を行う際に、個人番号の記載を要しないこととするものでございます。

どうぞよろしく、ご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例の一部改正）について、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第8 議案第4号 忠岡町行政不服審査に関する条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第4号 忠岡町行政不服審査に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の改正に伴い、改正後の同法第81条第1項の規定に基づき設置する忠岡町行政不服審査会の組織等について規定するため、新たに本条例を制定するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第4号 忠岡町行政不服審査に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第9 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化されたこと等により、忠岡町行政手続条例ほか7条例について、一括して改正を行うものでございます。

どうぞよろしく、ご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第10 議案第6号 忠岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第6号 忠岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されたこと、及び行政不服審査法の改正に伴う所要の改正を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第6号 忠岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第11 議案第7号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第7号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、本条例中に引用している同法第24条に、項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (前田 弘議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより、議案第7号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第12 議案第8号 忠岡町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第8号 忠岡町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員災害補償法の改正に伴い、障害厚生年金等の調整率を引き上げること、及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第8号 忠岡町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第13 議案第9号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第9号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を、年間0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第9号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第14 議案第10号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第10号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、議会議員の期末手当を、年間0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(高迫議員「議長」と呼ぶ)

議長(前田 弘議長)

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。高迫議員、どうぞ。

11番(高迫千代司議員)

まず、これまでは特別職、議員、職員、全て一括にして提案をされておりましたが、私どもがお願いをいたしました経過もあり、分けて提案をしていただいたということは大変ありがたいことだというふうに思っております。

そこで、本件に入りますが、町会議員であれば期末手当が人勸により3万3,350円上がるという提案でございますが、委員会の中でも3万ぐらいのことやから、どっちゃでもええんやけどなど、こういうふうなお話もありました。お話もありましたが、私どもは公金としてのあり方は慎重に考えていかなければならないというふうに思っております。

その理由について述べますが、さきに提案されました特別職の中で、町長も期末手当の引き上げがありました。しかし、私はこれについて意見を申し上げなかったのは、和田町長は報酬は3割カットする、退職金は受け取らない、このことを就任以来貫いておられます。

先日も委員会でこれから先もこれをするのか、というふうに委員から質問がありました。和田町長は住民の皆さんにも財政の健全化をお願いをしており、これは続けていきたいと、このようにお答えになりました。それが為政者としては、私はとるべき立派な態度ではないかなというふうに感心をして聞かしていただいております。

聞いておったんですが、その中身を調べてみると、町長の3割カットによる1年間の財政効果といいますか、カットされた分は419万5,152円ありました。退職手当、4年間で1,944万円あるそうですが、1年間で単純に4で割りますと486万円になります。これを両方合わせますと905万5,152円、この900万円を超える金額を和田町長は受け取っていない。みずからの襟を正して、行政で住民の皆さんにもご負担をおかけするのだからという姿勢を貫いておられます。

これは、教育長さんも似たように状況にありますし、職員の皆さんも長い間、一部カットというふうなことが行われてまいりました。管理職の皆さんは、この後にも出てきます

が、管理職手当の1割カット、269万2,000円減らされているということになるわけですが、特に私は、議会は理事者と一体で両輪の活動をしていくということを以前から、私どもの先輩議員からもずっと聞かされてまいりました。

理事者がこれほど頑張っているときに議会は一体どうなのかということを見ると、議会の昨年の期、このときにはこの問題が大きなテーマになって、5回の特別委員会を開いて、結論として報酬の5%カットを行いました。しかし、新しい期、昨年の議員選挙以来それらがもとに戻っております。私どもはやはり同じような考えに基づいてすべきではないかということで提案もさせていただいておりますが、なかなかその話が具体的に論議されて結論を出すまでには至っておりません。

そうしたもとの、両輪の一方は町長に代表される年間900万を超える削減を行っており、議会はゼロだというふうなもとでは、人勧とはいえこの期末手当、引き上げるということについては賛成することはできない、このように思っております。したがって、これは和田町長さんの提案ではありますが、この件につきましては反対だということを表明せざるを得ないということでもあります。

以上です。

議長（前田 弘議長）

他に、討論はありませんか。三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

反対意見を私のほうも述べさせていただきます。

まずは、上程いただきまして、理事者側のご苦勞には感謝申し上げます。しかし、日本の景気回復の流れがまだまだ地方に及び切っていない中で、泉州地域の一般社員の平均年収が400万円にはるかに満たないこの状況、それが続いています。その状況下で町議会議員が人事院勧告を受けて議員給与を上げるということは、住民理解を得ることは困難だと考えています。もとをたどれば人事院勧告は国家公務員を、一般職の国家公務員を対象としています。それを我々議員、特別職に当てはめるということは、解釈の準用を超えていると考えています。

加えまして、厳しい財政状況の中において住民負担を強いる現状が続く中であれば、臥薪嘗胆していくことは至極当然であるとも考えています。

反省といたしまして、議員として中央の時勢を我々が今以上に認識し、中央から忠岡の流れをより強固とする動きを起こしますとともに、世間の潮流をしっかりと見定めながら、議員報酬及び定数につきましては今後、議員間協議をしっかりと進めていくことはもちろん、忠岡町特別職報酬等審議会条例にのっとり審議会意見についても議会として傾聴、精査していきます。

以上が私、三宅良矢の反対意見でございます。ご清聴ありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

(なし)

議長（前田 弘議長）

他に、討論はありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより議案第10号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第10号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長（前田 弘議長）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第15 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、一般職の職員の給料表を平均0.4%引き上げること、及び勤勉手当を、年間0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第16 議案第12号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第12号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、一般職の職員の管理職手当について、今年度は、一律10%の削減を行っておりますが、引き続き平成28年度についても同様の削減を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第12号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正に

ついて、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第17 議案第13号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第13号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに創設された地域密着型通所介護に係る基準及び当該地域密着型通所介護として位置付けられた療養通所介護に係る基準のうち、これら介護のサービスの利用者に対する当該サービスの提供に関する記録の保存期間について、原則として、当該サービスを提供した日から5年間とするため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(前田 弘議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前田 弘議長)

これより、議案第13号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(前田 弘議長)

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

(「午前11時50分」休憩)

議長(前田 弘議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(前田 弘議長)

日程第18 議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡充すること、及び国民健康保険料の賦課限度額が改正されたことにより本町においても見直しを行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今回のこの条例案について、これは賦課限度額を4万円引き上げるということの影響について、まず1つ目、お聞きしたいと思います。国保料賦課限度額、国基準が85万円が4万円上がり、89万円に引き上げられることにより、本町も国基準より6万円低い79万円を、4万円アップの83万円に引き上げるということになります。これにより影響を受ける限度額超過世帯数と、その世帯の所得の状況、及び中間所得層の世帯数と所得の状況についてお答えください。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

今回お願いしている引き上げによる影響世帯につきましては26世帯、影響額につきましては約220万円であります。影響が出る一番所得の低い世帯につきましては、平成27年度実績で1人世帯で所得が600万円、4人世帯で所得が450万円であります。そして、中間所得層の世帯につきましては、平成27年度所得ベースで所得が270万円か

ら400万円ぐらいの世帯だと思われます。影響世帯は約100世帯を想定しております。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

27年度ベースで限度額超過世帯、一番所得の低い世帯で4人家族で450万円、中間所得層ですね。配慮していただけると。超過世帯の引き上げ分を中間所得層に回すということでもありますので、回ってくるところの中間所得世帯、所得層の所得が270万から約400万円、450万円の超過世帯の方から400万円を中間所得層に回るといふ、そういったことにもなるわけで、限度額超過世帯といつても、そう所得が高い世帯ではないということがお答えでわかりましたということなんです。

2つ目の質問ですが、府下の賦課限度額の状況と、本町はどの水準にあるのかということについてお聞きしたいと思います。国基準は85万円です。本町は現在79万円、府下の市町村のこの賦課限度額の状況については、現在どのようになっていますでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

平成27年度の国基準の合計額と同じ85万円としている、府内団体数は43団体中29団体であります。29団体のうちほとんどの団体が、国基準が改正すれば国に準じて同額に引き上げられます。

泉州地域が低い状況にあり、現在忠岡町では79万円で、国基準と6万円の差がございます。4万円引き上げても83万円であり、限度額を引き上げれば国基準が89万円となるので10万円の差が出てくることとなります。また、府下のほとんどの市町村では今回引き上げを行うものと聞いております。

以上であります。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

43市町村の中で国基準どおり賦課しているところが29団体ということで、今回も引き上げを考えているところがほとんどのところだということではありますが、なぜこのようなことになるのかと。限度額を引き上げなければ大阪府が調整交付金を減額していくという仕組みをつくられているというところから、各市町村、減額されては困るということで、調整交付金を減らされては困るということで、国が上がれば限度額を上げていくという、そういう傾向になっているというふうに思います。大変、全くひどいものだと思います。

また3つ目、ちょっとお聞きしますが、国の賦課限度額が今後、毎年のようにこのところ上がっております。幾らまで引き上げる方針なのかということも明らかにされております。国の方針では、限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくようになるよう賦課限度額を引き上げていくという厚生労働省の方針であります。超過世帯1.5%の世帯にまで限度額を引き上げていくとなれば、一体どこまで限度額が引き上げられるのか。国の方針のとおり限度額を引き上げられていったらどこまで到達するのでしょうか、お教えください。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

この国の引き上げがいつまで続くのかというご質問と思われます。国保料の賦課限度額につきましては、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように、段階的に賦課限度額を引き上げていくものと思われます。

今回、本町がお願いしておる限度額見直し前が2.38%、見直し後2.18%となり、4万円引き上げることにより0.2%変わることになり、これが1.5%まで変わることになると0.68%差がございます。12万円は引き上げを行わないと追いつかないこととなります。よって、国はまだまだ引き上げを行う予定であり、広域化の始まる平成30年度まで引き上げを行う予定と思われます。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

国が大変、今でも高額な賦課限度額をさらに、少なくとも12万円は上げると。それも都道府県単位化されるときまでに上げるのか、ちょっと時期はわかりませんが、大

変な負担増であります。これは100万円、賦課限度額が超えると。国保料が年間100万円を超えるという大変な事態になっていて、これは大変問題であると思います。質問でありますので、そういったことを国が考えているということはわかりました。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（是枝議員「議長」と呼ぶ）

議長（前田 弘議長）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

本条例改正案について、日本共産党の意見を申し上げます。

町より提出されている条例案の内容は、28年度からの本町の国保料の賦課限度額を医療分、現在50万円を52万円に、支援金分、15万円を17万円に引き上げ、合計の賦課限度額79万円を4万円引き上げ83万円にする値上げ案であります。その理由は、国が賦課限度額の国基準を85万円から4万円引き上げ、89万円にするためであります。本町もそれに応じて引き上げるというものであります。

国の説明では、国保料限度額超過世帯への保険料を引き上げることで、中間所得層の国保加入者の負担に配慮するという説明であります。

しかし、今回値上げとなる本町の国保料限度額超過世帯の所得は、低い世帯のほうで4人家族で所得が450万円程度の方であります。国保料は家族が多くなれば所得がそう多くなくても限度額超過世帯になる仕組みになっております。一方、保険料が少し下がるであろうという中間所得層の所得は、本町では270万円から400万円程度の方で、先ほ

どの限度額超過世帯、4人家族で所得が450万円とほぼ変わらない世帯であります。

国保の制度は社会保障であります。戦前の旧国民健康保険法、旧法には相扶共済の精神、相互扶助ですね、という文言がありました。戦後、昭和34年に施行された今の国保法では、これが削除されました。現在の国保法の第1条には社会保障と明記をされています。第4条には国の責務が明記され、国庫負担がそれに基づいてあるわけです。国や厚生労働省の言っている高額所得者から負担をしてもらい、中間所得層の保険料の軽減に充てるという考え方は、そもそもこの国保法に、法律に反するものであります。社会保障の精神ではなく相互扶助の精神に立ったと言わなければなりません。

国の責務は、以前は50%あった国の負担を35%に減らしておいて、そして相互扶助でさせる。これでは際限なく国保料が上がっていくというのは明らかであります。国の責務こそ、きちんと50%に戻すという責務を果たすべきであります。国保料引き下げというのであれば、こういう社会保障の理念に基づいてすべきであると思います。

これは、今回の限度額の引き上げというものは、本町だけが悪いわけではないということも質問の中で明らかとなりました。国基準どおりに引き上げないと、大阪府が国民健康保険の調整交付金を減らすというペナルティーの仕組みを使って、市町村に自動的に引き上げさせていっています。減らされた場合は、本町でも影響額が数百万単位の影響になるものであります。そして、この賦課限度額、厚生労働省はあと12万円は引き上げるという予定であります。賦課限度額、これでは100万円を超えることとなります。国は国庫負担50%から35%以下に減らしておきながら、このような賦課限度額の引き上げは許されません。

このように、社会保障としての国保への国の責務を放棄するようなやり方は断じて認められません。このように耐えがたい国保料の引き上げというものをやめさせるということこそ、忠岡町がすべきではないかというふうに思います。本町としては一般会計から繰り入れて中間所得層の軽減に配慮するという形をとるべきであるかと思えます。

よって、この耐えがたい国保料の引き上げにつながる賦課限度額の引き上げは認めることはできません。

以上です。

議長（前田 弘議長）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

（な し）

議長（前田 弘議長）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 弘議長）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第19 議案第15号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第15号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備、その他所要の改正を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第15号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第20 議案第16号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第16号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に

ついて、ご説明申し上げます。

本件は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定により、消防団員の処遇改善について必要な措置を講ずるものと規定されていることから、消防団員の報酬及び手当の額を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第16号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第21 議案第17号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第17号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、7,893万4,000円で、これを補正することにより、予算総額は68億9,008万2,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税1,123万5,000円を計上、特別交付税4,000万円を計上、第13款 国庫支出金で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金600万円を計上、個人番号制度関連事務補助金297万3,000円を計上、選挙人名簿システム改修費補助金35万6,000円を計上、子どものための教育・保育事業費補助金23万8,000円を計上、学校施設環境改善交付金1,330万円を減額、第19款 諸収入で、雑収入8,156万8,000円を減額、第20款 町債で、清掃施設整備事業債3,380万円を計上、小学校整備事業債6,570万円を計上、情報セキュリティ事業債1,350万円を計上。

歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、子ども・子育て支援制度システム改修委託料47万6,000円を計上、選挙人名簿システム改修委託料71万3,000円を計上、セキュリティ強化に係るシステム改修委託料1,950万円を計上、個人番号制度関連事務負担金297万3,000円を計上、第3款 民生費で、過年度保育所運営費府費負担金精算返還金5万3,000円を計上、過年度保育緊急確保事業国庫補助金精算返還金13万3,000円を計上、第4款 衛生費で粗大ごみ破碎施設更新工事1,084万8,000円を減額、第8款 土木費で、下水道事業特別会計繰出金401万円を計上、第10款 教育費で、支援学級介助員賃金76万円を計上、学ぶ楽しさを育む推進事業賃金106万8,000円を計上、忠岡小学校空調等整備工事監理業務委託料170万円を計上、忠岡小学校空調等整備工事設計修正業務委託料110万円を計上、忠岡小学校空調等整備工事3,500万円を計上、第11款 公債費で、長期債償還利子1,194万7,000円を減額、一時借入金利子300万円を減額するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、情報セキュリティ事業債1,350万円を追加、清掃施設整備事業債において、限度額を1億5,450万円に、小学校整備事業債において、限度額を1億950万円にそれぞれ変更するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第17号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第22 議案第18号 平成27年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第18号 平成27年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、401万円で、これを補正することにより、予算総額は11億5,120万8,000円となります。

歳入につきましては、第5款 繰入金で、一般会計繰入金401万円を計上、歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整金を各款に計上しております。

その他につきましては、第1款 総務費で、消費税及び地方消費税343万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第18号 平成27年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第23 議案第19号平成28年度忠岡町一般会計予算について、日程第24 議案第20号平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第25 議案第21号平成28年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第26 議案第22号平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第27 議案第23号平成28年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、日程第28 議案第24号平成28年度忠岡町水道事業会計予算について、以上、6件一括して議題といたします。

本6件については、先例により、議案の朗読は省略させていただきます。また、提案理由の説明は、既に配布されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長（前田 弘議長）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本6件については、先例により、6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中のご審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、私から指名いたします。

杉原 健士議員・北村 孝議員・是枝 綾子議員・松井 秀次議員・高迫 千代司議員・森 政雄 議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長(前田 弘議長)

議事の都合により暫時休憩いたします。午後1時45分から再開いたします。

(「午後1時32分」休憩)

議長(前田 弘議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後1時45分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(前田 弘議長)

ご報告します。委員会条例第7条第2項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に杉原 健士議員、副委員長に松井 秀次議員が決定しましたので、ご報告いたします。

議長(前田 弘議長)

日程第29 報告第1号 事務報告について(平成27年分)を、議題といたします。

事務局長より、本件を朗読させます。

事務局長(阿児 英夫局長)

議長。

議長(前田 弘議長)

局長。

事務局長(阿児 英夫局長)

報告第1号 事務報告について地方自治法第122条の規定により、平成27年の事務報告を提出する。

平成28年3月1日提出 忠岡町長 和田吉衛。

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第1号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出にあたり、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、平成27年の事務報告を提出するものでございます。

どうぞよろしく、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、報告第1号を終わります。

議長（前田 弘議長）

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので 本日の会議を打ち切り、議事の都合により、明日から10日までの9日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認めます。

よって、明日から10日までの9日間、休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

（「午後1時47分」散会）